

「北海道ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案からの主な変更点

計画（素案）	計画（案）	変更の理由
ア 平成29年度のギャンブル等に関する相談件数は、精神保健福祉センター3,370件、保健所1,473件となっています。	(2頁 9行目) ア 平成29年度のギャンブル等に関する来所相談件数は、精神保健福祉センター3,370件、保健所1,473件となっています。	パブリックコメント等による「数値を正確に表すべき」との意見を踏まえ、文言を修正。
イ 平成29年度の消費生活相談のうち、ギャンブル等に関連すると思われる件数は、2万6,387件中535件となっています。	(2頁 11行目) イ 平成29年度の借金に関連すると思われる消費生活相談のうち、ギャンブル等に関連すると思われる件数は、2万6,387件中535件となっています。	パブリックコメント等による「数値を正確に表すべき」との意見を踏まえ、文言を修正。
	(2頁 21行目) <u>出典（ア～オ）：基本計画「(2) その他のギャンブル等依存症問題の状況」から抜粋</u>	パブリックコメント等による「件数の出典を明示すべき」との意見を踏まえ、文言を追加。
カ 直近の調査（平成29年度）において、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合を過去1年以内の評価では、成人の0.8%、生涯の評価では、3.6%と推計しています。	(2頁 22行目) カ <u>国立研究開発法人日本医療研究開発機構の疫学調査では、直近の調査（平成29年度）において、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合を過去1年以内の評価では、成人の0.8%、生涯の評価では、3.6%と推計しています。</u>	パブリックコメント等による「どこが調査を行ったか明確にすべき」との意見を踏まえ、文言を修正。
○ 中央競馬の売得金額は、平成9年頃にピークを迎えた後、減少傾向にありましたが、近年は増加傾向にあります。	(5頁 3行目) ○ 中央競馬の売得金額は、平成9年頃にピークを迎えた後、減少傾向にありましたが、近年は増加傾向にあります。 なお、公営競技の売上の流れは、資料編に掲載しています。	パブリックコメント等による「各公営企業の売上額等を調査して掲載すべき」との意見を踏まえ、文言を修正。
○ 全国、道内ともに遊技場店舗数は減少傾向にあり、平成30年の道内の遊技場店舗数は、ピーク時（平成5年）の約6割となっています。 また、機械設置台数も同様の傾向にあり、ピーク時（平成8年）の約8割となっています。	(6頁 2行目) ○ 全国、道内ともに遊技場店舗数は減少傾向にあり、平成30年の道内の遊技場店舗数は、ピーク時（平成5年）の約6割、 <u>全国に占める北海道の店舗数の割合は平成3年から平成30年まで4.8%から5.1%の間で推移しています。</u> また、機械設置台数はピーク時（平成8年）の約8割、 <u>全国に占める北海道の設置台数の割合は、平成3年から平成30年まで4.9%から5.9%の間で推移しています。</u>	パブリックコメント等による「ギャンブル等の社会環境について更に記載すべき」との意見を踏まえ、文言を追加。
○ 北海道はギャンブル等に関する相談について、精神保健福祉センターが先駆的な対応を行ってきたことから、ギャンブル等に関する相談割合が全国よりも高い傾向にあります。	(7頁 3行目) ○ 北海道はギャンブル等に関する相談について、精神保健福祉センターが先駆的な対応を行ってきたことから、 <u>依存症に係る相談に占めるギャンブル等に関する相談割合が全国よりも高い傾向にあります。</u>	パブリックコメント等による「分かりやすく文言を整理すべき」との意見を踏まえ、文言を修正。
相談件数：来所+電話+メールによる延べ相談	(7頁 11行目、8頁8行目) 相談件数：来所+訪問+電話+メールによる延べ相談	パブリックコメント等による「数値を正確に表すべき」との意見を踏まえ、文言を修正。

	(9頁 9行目) エ 関係機関におけるギャンブル等依存症問題への取組 ○ 北海道立消費生活センターや北海道弁護士会連合会等が多重債務などの相談に対応するなど、関係機関においてギャンブル等依存症問題に関する取組を実施しています。(実施内容については、資料編「関係機関におけるギャンブル等依存症問題に関する取組」参照。)	パブリックコメント等による「支援体制の記載が不十分」との意見を踏まえ、文言を追加。
○ 保健師を家族支援員として位置づけ、また、臨床心理技術者等が相談に対応し、精神科医師が診察するなどの多職種での対応で相談支援を行っています。	(13頁 8行目) ○ 保健師や臨床心理技術者等が相談に対応し、精神科医師が診察するなどの多職種での対応で相談支援を行っています。	パブリックコメント等による「分かりやすく文言を整理すべき」との意見を踏まえ、文言を修正。
	(13頁 23行目) (エ) 調査研究 ○ 通所の治療、相談支援活動などの臨床研究の成果について、関係学会や研究協議会、シンポジウム、精神保健医療関連雑誌などで研究発表、論文寄稿活動を続け、教育研修や啓発活動に活用しています。	パブリックコメント等による「調査研究について記載すべき」との意見を踏まえ、文言を追加。
○ 精神保健福祉業務に従事する保健師を家族支援員として位置づけ、また、相談支援を実施しています。	(13頁 29行目) ○ 精神保健福祉業務に従事する保健師が当事者や家族に対し、相談支援を実施しています。	パブリックコメント等による「分かりやすく文言を整理すべき」との意見を踏まえ、文言を修正。
・今回、本計画の基礎資料を得るために実施した、医療機関や相談機関、当事者・家族等への実態調査は、その一部にすぎませんが、ギャンブル等依存症にとどまらず、関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題を広くギャンブル等依存症問題と捉えていく必要性が見て取れます。	(14頁 11行目) ・今回、本計画の基礎資料を得るために実施した、医療機関や相談機関、当事者・家族等への実態調査はそのごく一部にすぎません。今後、北海道におけるギャンブル等依存症の実態に即した対策を推進するため、さらに実態把握を続ける必要があります。また、明らかになった実態からも、ギャンブル等依存症の問題は、依存症それ自体にとどまらず、関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題を広くギャンブル等依存症問題と捉えていく必要性が見て取れます。	パブリックコメント等による「さらに実態把握を行うための必要性を記載すべき」との意見を踏まえ、文言を修正。
「青少年」、「児童」	(14頁 17, 28, 32行目、17頁 16行目、21頁 8, 10行目) 未成年者	パブリックコメント等による「青少年、児童、未成年者と対象が複数あり、分かりにくい」との意見を踏まえ、文言を修正。
・そのため、ギャンブル等依存症問題の実際をわかりやすく伝え、適切な治療やその後の支援により回復可能な病気であることを広く正しく啓発するとともに、早期発見・早期治療のためには、相談機関や医療機関、自助グループ活動等に繋げていくこと、さらに、回復の状態を維持し続けることが重要です。	(14頁 23行目) ・そのため、ギャンブル等依存症についてわかりやすく伝え、適切な治療やその後の支援により回復可能な病気であることを広く正しく啓発するとともに、早期発見・早期治療のためには、相談機関や医療機関、自助グループ活動等に繋げていくこと、さらに、回復の状態を維持し続けることが重要です。	パブリックコメント等による「ギャンブル等依存症問題とギャンブル等依存症の使い方を精査すべき」との意見を踏まえ、文言を修正。
・また、「ゲーム障害」や「特定複合観光施設区域の整備に関する法律」に基づくIRの整備など、ギャンブルを取り巻く社会環境の変化による影響も考えられることから、こうした社会環境の変化も注視しつつ、一次予防から三次予防までの対策について、不断の見直しを行いながら、国や市町村、関係機関と連携し、取り組む必要性があります。	(14頁 35行目) ・また、「ゲーム障害」や「特定複合観光施設区域の整備に関する法律」に基づくIRの整備など、ギャンブル等を取り巻く社会環境の変化による影響も考えられることから、こうした社会環境の変化も注視しつつ、一次予防から三次予防までの対策について、不断の見直しを行いながら、国や市町村、関係機関と連携し、取り組む必要性があります。	パブリックコメント等による「等」を追加した方がよい」との意見を踏まえ、文言を修正。

<p>なお、本計画は、ギャンブル等の種別毎ではなく、その行為に共通する依存症対策をとりまとめるものとします。</p>	<p>(15 頁 12 行目) なお、本計画は、ギャンブル等の種別毎ではなく、そのギャンブル等行為に共通する依存症対策をとりまとめるものとします。</p>	<p>パブリックコメント等による「その行為」が何を指すのか分かりにくい」との意見を踏まえ、文言を修正。</p>
<p>(数値目標)</p>	<p>(17 頁 4 行目) (削除)</p>	<p>パブリックコメント等による「具体的な値がないのであれば、目標「値」という文言は不要では」との意見を踏まえ、文言を削除。</p>
<p>・誰もがなり得る可能性があること</p>	<p>(17 頁 8 行目) ・ギャンブル等依存症は自己責任ではなく、現在の社会環境では誰もがなり得る可能性があること</p>	<p>パブリックコメント等による「自己責任論から脱していない」との意見を踏まえ、文言を修正。</p>
	<p>(17 頁 10 行目) ・嗜癖行動を止めている（ギャンブル等行為を行わない）状態を続けられることが、回復の基本であり、周囲からのギャンブル等への誘引は回復を妨げること</p>	<p>パブリックコメント等による「嗜癖行動を止めている状態の苦しさや支援の視点などを入れるべき」との意見を踏まえ、文言を追加。</p>
<p>などについて、道民に十分理解されていないことから、正しい知識を普及啓発するため、次の取組を推進します。</p>	<p>(17 頁 12 行目) など、道民に十分理解されていないギャンブル等依存症の正しい知識やギャンブル等行為には、年齢制限等の法的に遵守すべき事項があることなどを普及啓発するため、次の取組を推進します。</p>	<p>パブリックコメント等による「法的に遵守すべき事項があるということを普及啓発すべき」との意見を踏まえ、文言を修正。</p>
<p>現状値</p>	<p>(17 頁 20 行目、18 頁 10 行目、19 頁 9 行目 (表中)) 現状</p>	<p>パブリックコメント等による「具体的な値がないのであれば、目標「値」という文言は不要では」との意見を踏まえ、文言を修正。</p>
<p>目標値</p>	<p>(17 頁 20 行目、18 頁 10 行目、19 頁 9 行目 (表中)) 目標</p>	<p>パブリックコメント等による「具体的な値がないのであれば、目標「値」という文言は不要では」との意見を踏まえ、文言を修正。</p>
<p>事業所： か所</p>	<p>(17 頁 22 行目 (表中)) ー</p>	<p>現状を反映させるため、文言を修正。</p>
<p>受講事業所数の増</p>	<p>(17 頁 22 行目 (表中)) <u>400 事業所以上</u></p>	<p>現状を反映させたことにより、目標を具体的な数値とする必要があるため、文言を修正。</p>

<p>・ギャンブル等依存症に関する分かりやすい啓発資料（リーフレット）の活用やセミナーを開催するなどして、ギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年5月14日～20日）などあらゆる機会を通じ、正しい知識の普及啓発を図ります。</p>	<p>(20頁 27行目) ・基本法で定めるギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年5月14日～20日）をはじめ、セミナーを開催するなどあらゆる機会を通じ、ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発を図ります。 ・ギャンブル等依存症に関する分かりやすい啓発資料（リーフレット）を活用するなど、日常生活で入手しやすい方法で普及啓発を図ります。</p>	<p>パブリックコメント等による「未成年者への予防が重要、能動的な手法で普及啓発すべき」との意見を踏まえ、文言を修正。</p>
<p>・ホームページや広報誌などのツールを活用し、青少年などにもわかりやすい正しい知識の普及啓発を図ります。</p>	<p>(21頁 7行目) ○ 未成年者への普及啓発 ・ホームページやSNSなどのツールを活用し、未成年者などにもわかりやすい正しい知識の普及啓発を図ります。</p>	<p>パブリックコメント等による「もっと能動的に広報すべき」との意見を踏まえ、取組項目を追加し、文言を修正。</p>
<p>・高等学校においては、科目「保健」で、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことについて学ぶ機会を提供します。</p>	<p>(21頁 18行目) ・高等学校においては、科目「保健」で、ギャンブル等への過剰な参加は依存症に陥る危険性があること、依存症になれば日常生活にも悪影響を及ぼすという問題について学ぶ機会を提供します。</p>	<p>パブリックコメント等による「文言が分かりにくい」との意見を踏まえ、文言を修正。</p>
<p>各職場において、従業員に対し、ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発や、ギャンブル問題の悩みを抱えた時に早期に相談につながる事ができる相談窓口の周知などを行うことを目標として以下の施策を実施します。</p>	<p>(21頁 29行目) 各職場から未成年者も含めた従業員に対し、ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発や、ギャンブル問題の悩みを抱えた時に早期に相談につながる事ができる相談窓口の周知などを行うことを目標として以下の施策を実施します。</p>	<p>パブリックコメント等による「未成年者への予防が重要」との意見を踏まえ、文言を修正。</p>
<p>・各職場から従業員に対し、セルフチェック等を活用し、ギャンブル等依存症に伴う心身や社会生活への影響に関する周知に努めます。</p>	<p>(22頁 4行目) ・各職場から未成年者も含めた従業員に対し、セルフチェック等を活用し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識や心身、社会生活への影響に関する周知に努めます。</p>	<p>パブリックコメント等による「未成年者への予防が重要」との意見を踏まえ、文言を修正。</p>
<p>ギャンブル等への程度を超えた依存（のめり込み）を防止するためには、ギャンブル等へのアクセス制限等も必要です。また、今回実施した当事者や家族等への調査では、「法律で禁止されていないという気易さから始まることが多いので、注意喚起のポスター等をギャンブルの場などに貼るべき。」といった意見があり、更なる誘引防止への取組が求められています。</p>	<p>(22頁 10行目) ギャンブル等への依存を防止するためには、ギャンブル等へのアクセス制限など、依存を生じさせない環境づくりに関する取組も重要となります。また、今回実施した当事者や家族等への調査では、「法律で禁止されていないという気易さから始まることが多いので、注意喚起のポスター等をギャンブルの場などに貼るべき。」といった意見があり、更なる誘引防止への取組が求められています。</p>	<p>パブリックコメント等による「ギャンブル等の環境に関する記載が必要」との意見を踏まえ、文言を追加。</p>
	<p>(22頁 22行目) ○ 関係機関等の連携 ・取組状況について、関係機関等で情報共有するとともに、ギャンブル等への依存の防止に資する不適切な誘引の防止の取組を推進します。</p>	<p>パブリックコメント等による「関係事業者の自主的な取組だけでは不十分」との意見を踏まえ、取組項目、文言を追加。</p>
	<p>(24頁 6行目) また、道が行った実態調査では、ギャンブル等依存症と診断された人のうち、約半数がアルコール依存などの精神障がいを併発しており、他の依存症施策との連携が必要です。</p>	<p>パブリックコメント等による「他の依存症との連携について記載がない」との意見を踏まえ、文言を追加。</p>
<p>ギャンブル等依存症で悩む方が、質の高い医療を受けられるよう、地域において必要な専門医療機関を整備するとともに、ギャンブル等依存症の治療を実施していない精神科医療機関や、産業医等の医療連携の推進を目標として、以下の施策を実施します。</p>	<p>(24頁 13行目) ギャンブル等依存症で悩む方が、質の高い医療を受けられるよう、複数の依存症を抱える方への対応などにも考慮し、地域において必要な専門医療機関を整備するとともに、ギャンブル等依存症の治療を実施していない精神科医療機関や、産業医等の医療連携の推進を目標として、以下の施策を実施します。</p>	<p>パブリックコメント等による「他の依存症との連携について記載がない」との意見を踏まえ、文言を修正。</p>

看護師

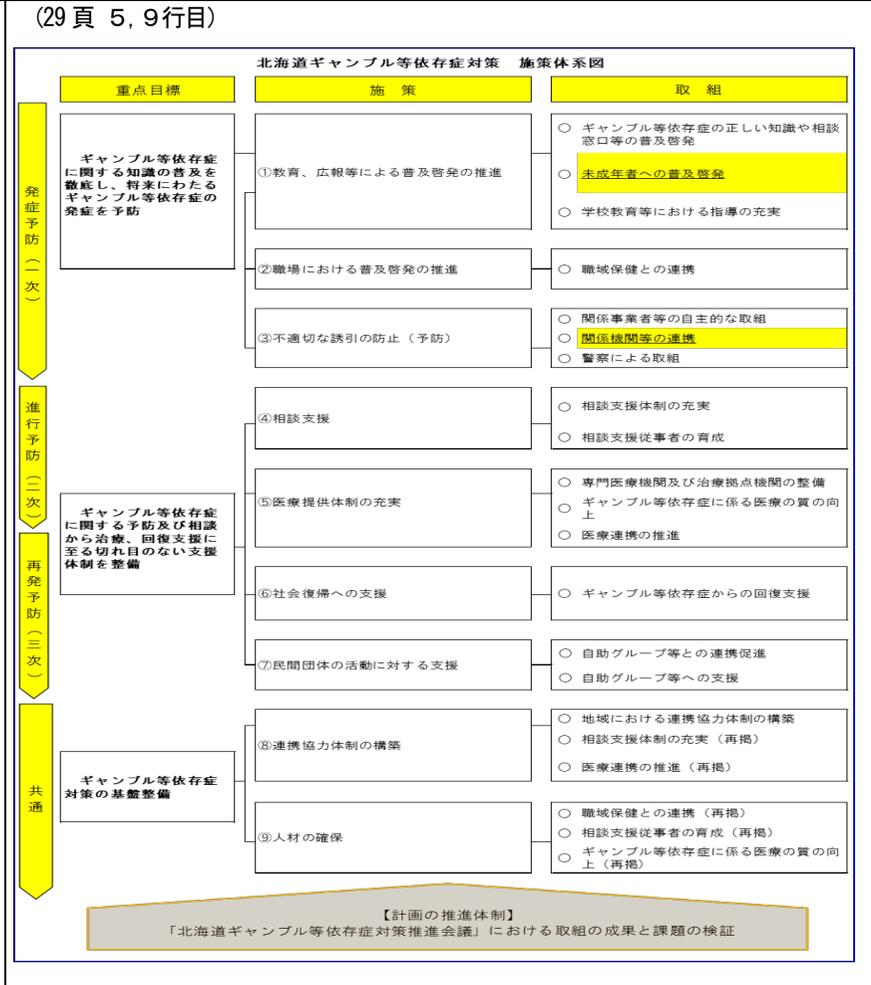
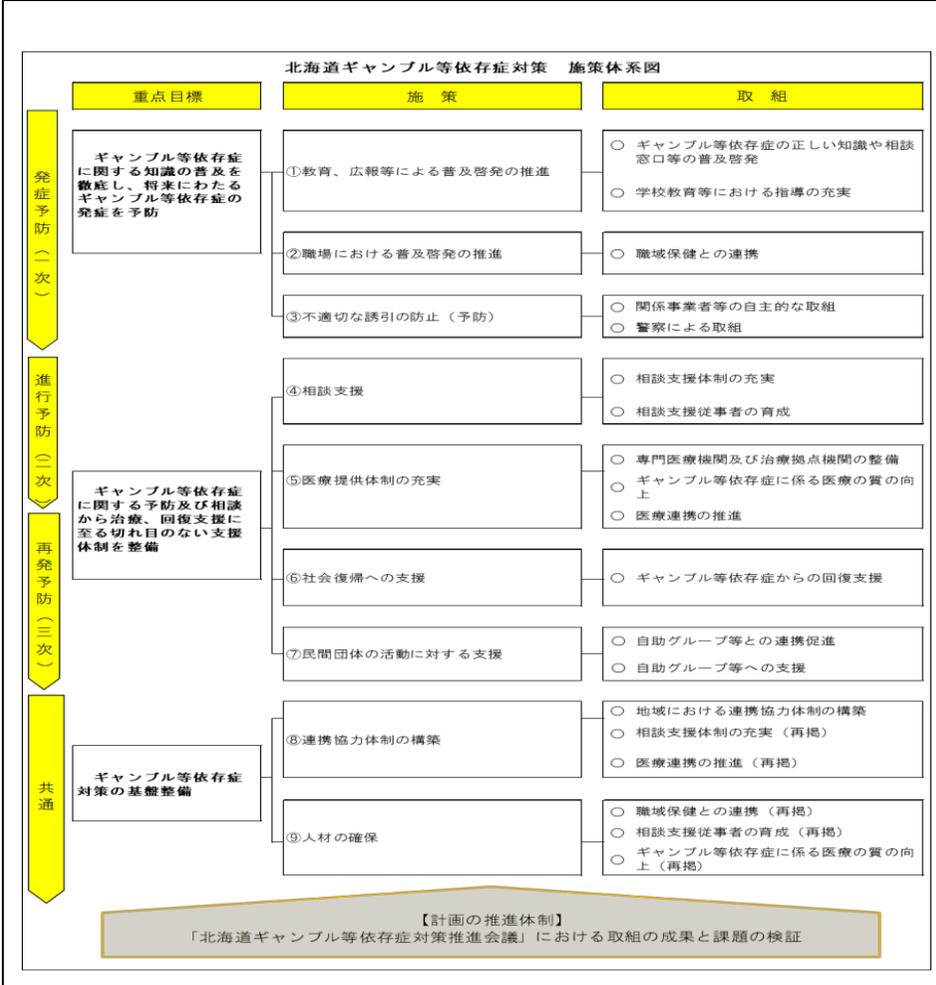
(24 頁 23 行目、28 頁 24 行目)
看護職

パブリックコメント等による「看護職とした方がより対象者の範囲が広がる」との意見を踏まえ、文言を修正。

ギャンブル等依存症が回復する病気であることなどのギャンブル等依存症の正しい知識と理解を進め、就労や復職における必要な支援を行うとともに、地域における自助グループや回復施設との情報共有や必要な連携を図り、社会復帰を促進することを目標として、以下の施策を実施します。

(25 頁 15 行目)
ギャンブル等依存症が回復する病気であることや、^{しへきこうどう}嗜癖行動を止めている状態の苦しさや支援の必要性など、ギャンブル等依存症の正しい知識と理解を進め、就労や復職における必要な支援を行うとともに、地域における自助グループや回復施設との情報共有や必要な連携を図り、社会復帰を促進することを目標として、以下の施策を実施します。

パブリックコメント等による「嗜癖行動を止めている状態の苦しさや支援の視点などを入れるべき」との意見を踏まえ、文言を修正。



パブリックコメント等による意見を踏まえ、図を修正。

<p>基本法第 13 条第 3 項に基づき、道計画の重点目標の達成状況を確認し、ギャンブル等依存症対策の効果の評価を行います。こうした評価に加え、今後の社会環境の変化も注視し、検討を行った上で必要があると認めるときには、推進会議の意見を聴いて、道計画の見直しを行います。</p>	<p>(30 頁 22 行目) 基本法第 13 条第 3 項に基づき、道計画の重点目標の達成状況や各施策等の進捗状況の評価を「<u>推進会議</u>」において毎年度行います。こうした評価に加え、今後の社会環境の変化も注視し、必要があると認めるときには、<u>推進会議</u>の意見を聴いて、道計画の見直しを行います。</p>	<p>パブリックコメント等による「見直し時期等を明確にするべき」との意見を踏まえ、文言を追加。</p>
---	--	---